

令和6年度 奄美大島5市町村広域による地域公共交通計画策定支援業務 公募型プロポーザル 回答書

No	質問箇所	質問内容	回答
3	実施要領7.必要書類・企画提案書の提出 (1) ア	消費税及び地方消費税の納税証明書（正本）1部（直近3カ月以内のもの）について、滞納が無いことの証明との記載がありませんが、「納税証明書その1（税額証明）」、「納税証明書その3の3（未納税額の無い証明）」のうちどちらを提出すればよろしいでしょうか。	「納税証明書その3の3」を提出してください。
1	実施要領7.必要書類・企画提案書の提出 (1) イ	業務実績調書【様式3】とあわせて、実績を証明する書類（契約書の写し、テクリスなど）の添付は必要でしょうか。	実績が確認できる契約書の写し等、業務実績を証明できる書類を添付してください。 契約書の写しは、件名、業務期間、押印箇所がわかるページのみの提出で構いません。
2	実施要領7.必要書類・企画提案書の提出 (1) オ	正本1部（代表社印押印のもの）との記載がありますが、押印は様式5及び様式6の代表者氏名の欄にそれぞれ押印することでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	仕様書5.業務内容 (5)	地域公共交通活性化協議会の会議回数は、何回を予定されていますでしょうか。	1. 公共交通の利用状況及びニーズ調査後、利用特性、地域の課題整理を目的とした会議 2. 公共交通の活性化の方針及び目標に関する提案を盛り込んだ地域公共交通計画（骨子）を協議する会議 上記2回、5市町村合同の協議会の開催に加えて市町村ごとの協議会も同回数の開催を想定しておりますが、地域の実情に応じて市町村ごとの協議会の回数は増減する可能性があります。受託決定後、事務局との協議といたします。
5	仕様書5.業務内容 (5)	5市町村それぞれの地域公共交通活性化協議会及び公共交通会議の設立状況について、複数市町村を主体とするものも含めてご教示ください。 また、業務期間中におけるそれぞれの自治体での協議会の開催回数について、想定がありましたらご教示ください。	5市町村とも地域公共交通活性化協議会及び公共交通会議がそれぞれ設立されております。また先般、本委託事業の発注者で5市町村で構成する「奄美大島地域公共交通活性化協議会」も設立されたところです。 奄美市：奄美市地域公共交通活性化協議会 大和村：大和村地域公共交通会議 宇検村：宇検村地域公共交通会議 瀬戸内町：瀬戸内町地域公共交通会議 龍郷町：龍郷町地域公共交通会議 なお、協議会の開催回数については、質問No.4をご参照ください。
6	仕様書5.業務内容 (5)	受託者がオンライン参加によって協議会の開催支援を行うことは認められますでしょうか。	委託内容を十分に達することが可能であれば、オンライン参加での開催支援も問題ありません。
7	仕様書6.成果品 (2)	各市町村の地域公共交通活性化計画 50部及びその電子データとの記載があるが、各市町村毎に50部と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	仕様書6.成果品 (2)	紙媒体の成果品につきましては、5市町村広域の公共交通計画を100部、各市町村の公共交通計画を50部ずつ、計350部の冊子を作成するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。